

対象者は
忘れずに申請を

後期高齢者医療・高額介護合算療養費の支給

▽**支給対象者** 後期高齢者医療制度に加入し、医療保険と介護保険の自己負担額の両方の支払いをしている人
※世帯内に後期高齢者医療制度に加入している人が複数いる場合は、世帯で合算します。

▽**計算対象期間** 毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間

▽**支給額** 医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、所得区分に応じた自己負担限度額（下表参照）を超えた場合に、その超えた額が支給されます。

ただし、超えた額が500円以下の場合は支給対象となりません。

所得区分	自己負担限度額
現役並み所得	67万円
一般	56万円
低所得Ⅱ	31万円
低所得Ⅰ	19万円

低所得Ⅱ…世帯員全員が住民税非課税の人
低所得Ⅰ…世帯員全員が住民税非課税の人のうち、世帯員全員の各所得金額が0円で年金収入が80万円以下の人
※自己負担額は支払った額から高額療養費や高額介護（予防）サービス費を除いた額です。

▽**支給申請** 支給の要件に該当すると思われる世帯には、3月下旬に青森県後期高齢者医療広域連合から支給申請のお知らせを送付します。届いた人は担当窓口に申請してください。また、対象期間の途中に後期高齢者医療制度に加入した人や、転入してきた人などがある世帯には、支給対象となる世帯であっても、申請のお知らせが送付されない場合もありますので、対象になると思われる人はお問い合わせください。
※お知らせがあった日から2年が経過すると時効により申請できなくなりますので忘れずに手続きをしてください。

▽**申請に必要なもの** 支給申請書／高額介護合算療養費・高額医療合算介護（予防）サービス費の支給申請について（お知らせ）／個人番号（マイナンバー）がわかるもの（通知カードまたは個人番号カード）／本人確認書類（官公庁発行の顔写真付き身分証明書など）／印鑑（認め印）／通帳（コピー可）など、口座情報のわかるもの
※被保険者が亡くなっている場合は、受領申立書の提出が必要です（事前に提出した場合は不要）。
※被保険者以外の人が申請または受領する場合は、委任状および被保険者の個人番号がわかるもの（コピー可）、申請者の本人確認書類などが必要です。詳しくは問い合わせを。

※重度心身障がい者医療費の助成を受けている場合は、市町村へ受領を委任する委任状が必要です。
※対象期間中に青森県後期高齢者医療以外の医療保険や他市町村の介護保険に加入歴があり、自己負担額がある場合は、それらの保険の自己負担額証明書が必要です。
※成年後見人が申請する場合は3カ月以内に発行された登記事項証明書をお持ちください。

■問い合わせ・申請先

国保年金課後期高齢者医療係（市役所1階、☎40・7046）



自然に親しんで
みませんか

市民農園の利用者を募集します

4月に開園する小栗山農村交流公園内農園（小栗山字沢部）と相馬昴農園（湯口字二ノ安田）の利用者を募集します。郊外の空気と土に触れながら、野菜や花の栽培を楽しんでみませんか。

▽**対象** 農家以外の市民

▽**区画数および使用料**

【小栗山農村交流公園】

○1区画50㎡＝100区画／年間5,140円

○1区画48㎡＝21区画／年間4,930円

○児童が利用できる学童農園、車いすで利用できる農園＝無料（利用希望者は相談を）

※ハーフバスケットコートや多目的広場も無料で利用できます。

【相馬昴農園】

○1区画30㎡＝158区画／年間3,080円

○1区画21㎡＝6区画／年間2,160円

○1区画19㎡＝4区画／年間1,950円

※管理棟（集会室・休憩室）や炊事棟が有料で利用できます（農園利用者は無料）。

▽**申し込み方法** 小栗山農村交流公園は農業政策課（市役所3階）に、相馬昴農園は相馬総合支所総務課（相馬庁舎）に、それぞれ備え付けの申請書に必要事項を記入し、3月15日まで（土・日曜日を除く）に持参または郵送でお申し込みください。いずれも申込者が多数の場合は抽選になります。

※申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

■**問い合わせ・申込先** 農業政策課計画推進係（〒036・8551、上白銀町1の1、☎40・0656）／相馬総合支所総務課農林係（〒036・1592、五所字野沢41の1、☎84・2111、内線805）



このほか、農家などが運営する市民農園が開園します。詳しくは、各市民農園にお問い合わせください。

■**市民農園ナリタ**（乳井字石田、☎携帯090・2604・7512、☎92・3778）

○1区画50㎡＝20区画／年間5,000円

■**市民農園弘前アグリインホリデー**（小沢字広野、☎87・8888）

○1区画50㎡＝56区画／年間7,000円

■**市民農園向日葵（ひまわり）**（宮地字川添、☎82・1055）

○1区画約50㎡＝100区画／年間5,000円

連載

新中核病院

第3回 整備・運営費に係る市の負担



津軽圏域の地域医療を担う新たな中核病院の整備が、2022年早期の運営開始を目指してスタートしました。毎月1回、新中核病院に関する情報をお伝えします。

■**問い合わせ先** 地域医療総合戦略対策室（☎37・3788）

どうして弘前市もお金を負担するの？

新中核病院は、国立病院機構が主体となり整備・運営を行います。これまで市立病院が担ってきた診療機能や災害拠点病院等の機能も引き継ぐことから、弘前市も、約126億円を見込んでいる整備費および拡充される救急医療に要する費用の一部を負担します。

新中核病院に対する弘前市の負担額は、整備費

として全体の3分の1に相当する40億円、運営費として年2億5,000万円とし、運営費は病院開設以後40年にわたって負担します。これらの負担は、現在の市立病院の運営維持に要している一般会計繰出金の実質的な負担の範囲内となっています。

※市立病院への一般会計繰出金における、国からの地方交付税を除いた実質負担額は、直近10年の平均で年間約4億円となっています。

たか丸くんの
マンジ

がく
学
クイズ

「弘前」を知り、触れて、伝えていこう！
答えはどこかのページに隠れているから探してね！

【問題】
津軽のシンボルとして古くから人々が信仰の対象としてきた「岩木山」。その高さは何m
わかるかな？

① 663 m
② 1,625 m
③ 3,776 m